

総合規制改革会議 構造改革特区に関する厚生労働省との意見交換会」(平成15年2月6日)
議事概要より抜粋

(中 略)

(八代主査) 次に、株式会社による医療分野への参入について、先ほども説明があったように、もうけ主義の医療をやってはいけないということで厚生労働省は禁止されているが、こうした精神論と実際の行為にギャップがあるのではないか。つまり、医療法でいう営利主義が配当行為に矮小化されており、配当すれば営利行為であり、配当しなければ非営利行為といった雑な営利性の定義となっている。そうではなく、もっと行為で営利性を定義して欲しい。例えば、医師の応召義務が医療の公共性を示す一番いい典型例であるが、こういう場合が応召義務違反であるといった具体例があるのか。こうした行為規制をさしおいて、単に配当してはいけないということで医療の非営利性が担保できるという楽観論がどこから来ているのか、教えていただきたい。

また、医療法人も資金調達をすることが必要であるが、銀行借り入れをした時には利子を払わないといけないが、赤字の法人は利子を払うために過剰診療等のインセンティブが働きやすい。他方、配当は赤字の場合は払わなくてもよく、その点ではこちらの方が医療の公共性の面に見合っているとも言える。配当という直接金融はだめで、銀行借り入れという間接金融はいいという理屈は何なのか。

さらに、患者の利益や医療の公共性というのは誰が判断するのか。現状の規制は厚生労働省が一方的に判断しているが、患者が株式会社の病院に行きたいと言っているのになぜそれを排除するのか。情報公開、医療評価が進み、もう患者が病院を選ぶことはできるのではないか。

(榮畑課長) 株式会社における医療機関経営を認めれば過剰診療や収益性の高い医療分野への集中により医療費負担の増大や医療の質の低下を招くおそれがある。

(八代主査) 今の医療法人は過剰診療や収益性の高い分野に集中していないのか。例えば、小児医療を切り捨てるなどしていないのか。

(榮畑課長) 株式会社の本質は、利潤を追求することにある。

(八代主査) 医療法人は利潤を追求していないのか。

(榮畑課長) 利益の追求は、医療法人の本質ではない。

(八代主査) 医療法人は個人の財産で病院を作っているものであり、内部留保して医療機械を購入したり新しい病院を作ったりしているのではないか。

(榮畑課長) 医療機関に充当されているということであればいい。

(八代主査) であれば、株式会社も利益を医療機関の経営にあてればいいということになるのか。

- (榮畑課長) そうはならない。医療法人は全て再投資に回るが、株式会社は利益の一部を配当に回す。
- (八代主査) 配当は資金調達のコストである。医療法人も銀行借入れをすれば利子を払ってその分再投資できない。株式でも銀行借入れでも、同じ医療外流出するのではないか。
- (榮畑課長) 株式会社は本質的に配当するものであり、その点銀行借入れと株式は違う。
- (鈴木委員) 一昨年の医師会の資料でも、配当は社外流出であると言っていた。医療法人の場合に比べ、株式会社の場合は配当分だけコスト高になると言っているが、そういうことならば医療法人について利子は経費に参入するべきだ。そんなことも分かっていないのか。
- (渡延課長) 資金調達的手段といっても、直接金融と間接金融が拮一的なものではない。株式会社であってもそれを併用している場合が多く、むしろ間接金融によって調達している場合が多い。利子と配当の関係であるが、利子は費用として計上して、それを除いて剰余がでてくる。かつ出ていく条件は借入れた時に決まっている。一方、配当は剰余の中から行い、剰余が大きければ配当も大きくなるもの。
- (福井専門委員) 話を戻すが、医療外にお金が流出するのがよくないというテーゼをお持ちだが、配当も利子も会計原則が何であろうが、とにかく流出している。その機能は、お金を調達したことの対価である点について何も変わらない。その点について、何の違いがあるのかが分からない。
- (榮畑課長) 配当も利子も医療外流出しているわけであるが、借金を前提として医療法人制度のあり方を考えるのか、配当を前提としている株式会社制度を考えるのかというのでは土俵が違うのではないのか。
- (八代主査) 配当と利子はどちらも医療外に流出しているという点は同じとお答えいただいたことを記録に残した上で、他に御意見は。
- (鈴木主査) 検討していると言われており、私も研究会に参加した。私の感触としては、どう考えてもNOという回答を出すための仕組みとしか思えなかったのだが。研究会から回答が出てきたらどう利用されるつもりか。
- (渡延課長) 鈴木先生がお見えになって以降、大いに議論しているわけであるが、株式参入について、賛成、反対、検証できないため今の時点どちらとも言えないという意見様々あるが、その過程の中で、株式会社のメリットとして言われている、資金調達の多様化、効率的な経営等について、株式会社だけで解決できるもの、株式会社でも解決できるが他の方途によっても解決できるものといった整理ができるのではないかという議論もあった。医療法人制度については、医療を永続的・安定的に行うための法人のシステムとして特別に作られているものであるから、この中で対応できるものについては是非まとめてやっていきたい。
- (八代主査) むしろそういう問題のたて方がおかしい。株式会社を入れるかどうかは消費者の選択であり、株式会社を入れてはこうした不利益が生じるため絶対だめだということを貴省が立証すべき。当方としては、あくまでも消費者の選択肢を広げ

て欲しいということ。病院関係者の研究会で検討されたところで、本質的な解決にはならない。そうした研究会とは別に、この問題については解決して欲しい。

(鈴木委員) 誤解のないように言うが、医療法人を止めて全て株式会社にしると言っているわけではない。また、医療法人のうち株式会社にしても意味がないのがあることも分かっている。ただ、株式会社にしてメリットがあって、デメリットがない場合には門戸を開いて欲しいということであって、そのメリット、デメリットを議論しようとしているのである。

(福井専門委員) 前のヒアリングの議論で、現在ある62の株式会社で営利法人であることで何の問題も発生していないという御答弁があったと思うが、今も変わらないか。

(榮畑課長) 何の問題も発生していないといったつもりはないが、株式会社立病院で何か医療安全上の問題があったとは聞いていないと思ったと思う。

(福井専門委員) それでは、本日の資料に書いてある過剰診療や収益性の高い医療分野への集中といった現象は起こっているのか。

(榮畑課長) 成り立ちの違うものを同じ土俵で議論するのはおかしいのではないか。

(福井専門委員) 再度質問する。

(榮畑課長) 現在それを判断する材料を持ち合わせていない。

(福井専門委員) 調べてもいないのか。

(榮畑課長) 新たに株式会社立病院を認めていこうというのは、病院で収益を得ようとするものを認めることであり、現在ある従業員の福利厚生を目的とし収益を目的としていない今ある株式会社立病院と比べても意味がない。

(福井専門委員) 調べる意思があるのか。

(榮畑課長) 調べる意思はない。

(福井専門委員) 成り立ちが違うとどうして比べる必要がないのか。

(榮畑課長) 現在ある病院は収益を目的としてやっている病院ではなく、親会社の福利厚生目的でやっているもので、土俵が違う。

(福井専門委員) これらの病院は一般開放していないのか。

(榮畑課長) 一般開放している。しかし、そういう目的でやっているもので、親会社から出資、経費の補填等を受けて運営しているものであり、そもそも違う。

(福井専門委員) 一般開放はどのぐらいの比率でやっているのか。

(榮畑課長) まちまちであるが、高い割合で行っているところもある。

(福井専門委員) 高くやっているところは、企業の福祉病院的な意味合いとは違う機能を果たしているのではないか。

(榮畑課長) そういうところでも、親会社からの出資など、有形、無形の支援を受けている。

(福井専門委員) 有形、無形の支援を受けていたらなぜ比べてはいけないのか。

(渡延課長) 先ほど鈴木委員からお話があったように、選択肢としての株式会社であり、かつ医療法人が全部だめというわけではなく上々相当の大きいところを想定し株式会社の持つガバナンス機能等をフルに発揮できるものを一つの選択肢として御

提示になっているものと理解している。その際の議論の材料として、現在我が国では事例はない、では外国ではどうかということでは、ベースとなるファイナンスの仕組みが違い、にわかには比較できない。また、62の株式会社についても比較しがたい。

(福井専門委員) 株式会社についておよそ参入を認めたら、過剰診療や収益性の高い医療分野への集中により医療費負担が増えると言われるが、親会社から何らかの援助を受けている者は別物だということか。病院経営を主目的としなければ株式会社でもかまわないのか。

(八代主査) これだけ厳しい規制をやり、問題となりながら、何ら実証的な根拠もなく抽象的な理由だけで規制することで本当にいいのか。だからこそ、特区でやろうということであって、特区においてもやるまでもなくだめだという実証的な根拠もなく、株式会社は金儲けをし、医療法人はそうではないという抽象的な議論をするのは行政の不作为としか言いようがないのではないか。

(鈴木主査) 私は全ての医療法人を株式会社にしろと言っているのではない。全てを株式会社にすると、中小診療所などにとって逆にマイナスになるおそれがあることも十分理解している。その上で、特区において、株式会社での経営にふさわしいものが株式会社で経営すると言ってきた場合にも、厚生労働省は近づけない聖域というのか、伺いたい。

(福井専門委員) 62病院は担当していないということはないのではないか。

(榮畑課長) 担当については親会社が一本で担当しているのであり、病院独自で担当しているものはない。

(福井専門委員) 親会社が担当する病院であれば今後も株式会社でかまわないということか。

(榮畑課長) ここで申し上げているのは、福利厚生目的で従来やってきている病院を認めてきているということ。

(福井専門委員) どうして今株式会社が同じような形態で参入したら何か弊害があるのか。また、原理的に親会社が支援していれば、なぜおっしゃっている弊害が発生しないことになるのか。さらに、元々の由来が福利厚生目的であった株式会社が今は親会社の従業員以外の人を診療してもなぜおっしゃる弊害が発生しないのか。これらについてつじつまの合う説明を後で紙でいただけないか。

(榮畑課長) 提出する。

(以下略)

平成15年3月
厚生労働省医政局

株式会社立病院について

1. 株式会社が病院経営に参入した場合の弊害について

株式会社は、事業活動により生じた利益を株主に還元することが本質であり、新たな経営主体として参入した場合には、

- (1)医療費の高騰を招くおそれがあること
- (2)経営戦略、不採算等による撤退等により、事業の継続性が担保されないこと
- (3)既存の医療法人制度との整合性を欠くこと（剰余金の配当禁止・附帯事業の制限等）等の懸念がある。

2. 既存病院の過剰診療・採算性の高い分野への集中の傾向の有無について

既存の株式会社立は、本体企業の従業員の福利厚生を主たる目的とし、営利を本来目的としていないため、営利目的で行おうとするものと同列に論じることができない。

3. 既存株式会社立病院の配当の有無

先般62の株式会社立病院について開設目的、経営状況等につき調査したところ。

そのうち、医業収益、医業外収益及び特別収益の合計(a)、医業費用、医業外費用及び特別損失の合計(b)及びその差(a-b)については55病院の担当者から回答があった。

それによれば、a-bについては34病院がマイナス、21病院がプラスとなっているが、

各病院の経理は、1病院を除き特別会計における区分経理がなされずに本社一括計上となっており、各病院では病院分の数字を整理作成する必要があったこと

各収益・費用の項目に記入されているものは、統一的な基準に従って整理されているものではなく、各病院の担当者の判断によって整理されているために、必ずしも比較可能とは言い難いこと（例えば本社で一括して管理している借入金の償還や利息の処理、土地・建物の取扱いなど）

今回の調査では本社において一括計上している法定準備金や公租公課等を把握することができず、病院の経営状況の評価に必要な数値が反映されていないこと

などから、a-bの数字の状況をもって株式会社立病院の経営状況を評価することはできず、配当の有無についても一概に判断することはできないと考えている。

4. 親会社があることのメリット（各病院からの回答による）

親会社からの土地・建物・資金・人材等の提供を得やすい
本社企業の「ブランド」に基づく社会的信頼を得やすい